

2021年4月2日

ご利用者様
ご家族様

社会福祉法人 こころの窓
通所施設 青い鳥
管理者 田中研吾

「まん延防止等重点措置」適用時の「青い鳥」の運営につきまして 【対象地域が、堺市 または 大阪市などの堺市隣接市区町村の場合】

長期にわたる新型コロナウイルス感染症予防対策へのご協力を賜り、誠に有難うございます。

さて、初となる「まん延防止等重点措置」が大阪府を含む3府県に適用され、対象地域は大阪市を含む6市となります。対象期間は、4月5日（月）から5月5日（水）です。

「青い鳥」では、堺市または大阪市などの堺市隣接市区町村にまん延防止等重点措置が適用された場合、期間中は緊急事態宣言発令時の警戒レベルと同等の活動自粛を行います。活動プログラムの見直し内容は下記の通りです。

対象期間中、「青い鳥」は緩むことなく感染予防に注力し、通常営業を継続します。皆さまには様々ご不便をおかけしますが、ご理解ご協力のほど、宜しくお願い申し上げます。

■活動プログラムの見直し内容

・ミュージック・ケア及びフィットネス

期間中は活動を見合わせます。

・誕生日会（お祝いの食事）

これまで通り、外食は控え、ショートステイ棟にて、ひとつのグループを4人以下とし、卓上をパーティションで区切って実施します。普段の昼食と比較してもリスクは同等と考えられますので、継続いたします。

・新聞回収 職員のみで実施します。

・近隣散歩 実施する場合は少人数に限ります。

・ドライブ 原則、活動を見合わせます。

・音楽鑑賞及びDVD鑑賞ほか 原則、活動を見合わせます。

・歯科受診

口腔内の健康維持の重要性を鑑み、継続します。ただし、この期間の受診を控えたいとお考えがあれば、遠慮なくお申し出ください。

・看護職員によるブラッシング指導

歯科受診同様、その重要性から継続実施いたします。控えたいとお考えがあれば、お申し出ください。

・その他 各活動の感染リスクを勘案し、今後、新たに見直す場合があります。